



栃木県公報

平成29年
3月14日(火)
号外
第7号

目次

企業局

- 栃木県企業局組織規程の一部改正…………… 1
- 栃木県発電管理事務所管理規程の一部改正…………… 1
- 栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部改正…………… 2

企業局

栃木県公営企業管理規程第一号

栃木県企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十九年三月十四日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局組織規程（昭和三十二年栃木県電気事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表栃木県今市発電管理事務所の項所掌事務の欄中第五号を第七号とし、第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同欄に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 電気事業の用に供する施設の建設に係る企画、調査及び設計に関すること。
- 二 電気事業の用に供する施設の工事の管理及び検査に関すること。

附則

この管理規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経営企画課)

栃木県公営企業訓令第一号

発電管理事務所

栃木県発電管理事務所管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月十四日

栃木県知事 福田 富一

栃木県発電管理事務所管理規程の一部を改正する訓令

栃木県発電管理事務所管理規程（昭和四十七年栃木県公営企業訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十五号から第十七号までを削り、第十八号を第十五号とし、第十九号から第二十二号までを三号ずつ繰り上げる。

第八条の見出し中「電力会社」を「一般送配電事業者」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「電力会社」を「一般送配電事業者（電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）」に、「発電所」を「発電所」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「電力会社」を「一般送配電事業者」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条第二項の表施設第一課の項中第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 電気事業の用に供する施設の建設に係る企画、調査及び設計に関すること。
- 二 電気事業の用に供する施設の工事の管理及び検査に関すること。

第十九条第二項中「給電所等」を「一般送配電事業者」に改める。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

栃木県公営企業訓令第二号

本
庁
発
電
管
理
事
務
所

栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月十四日

栃木県知事 福 田 富 一

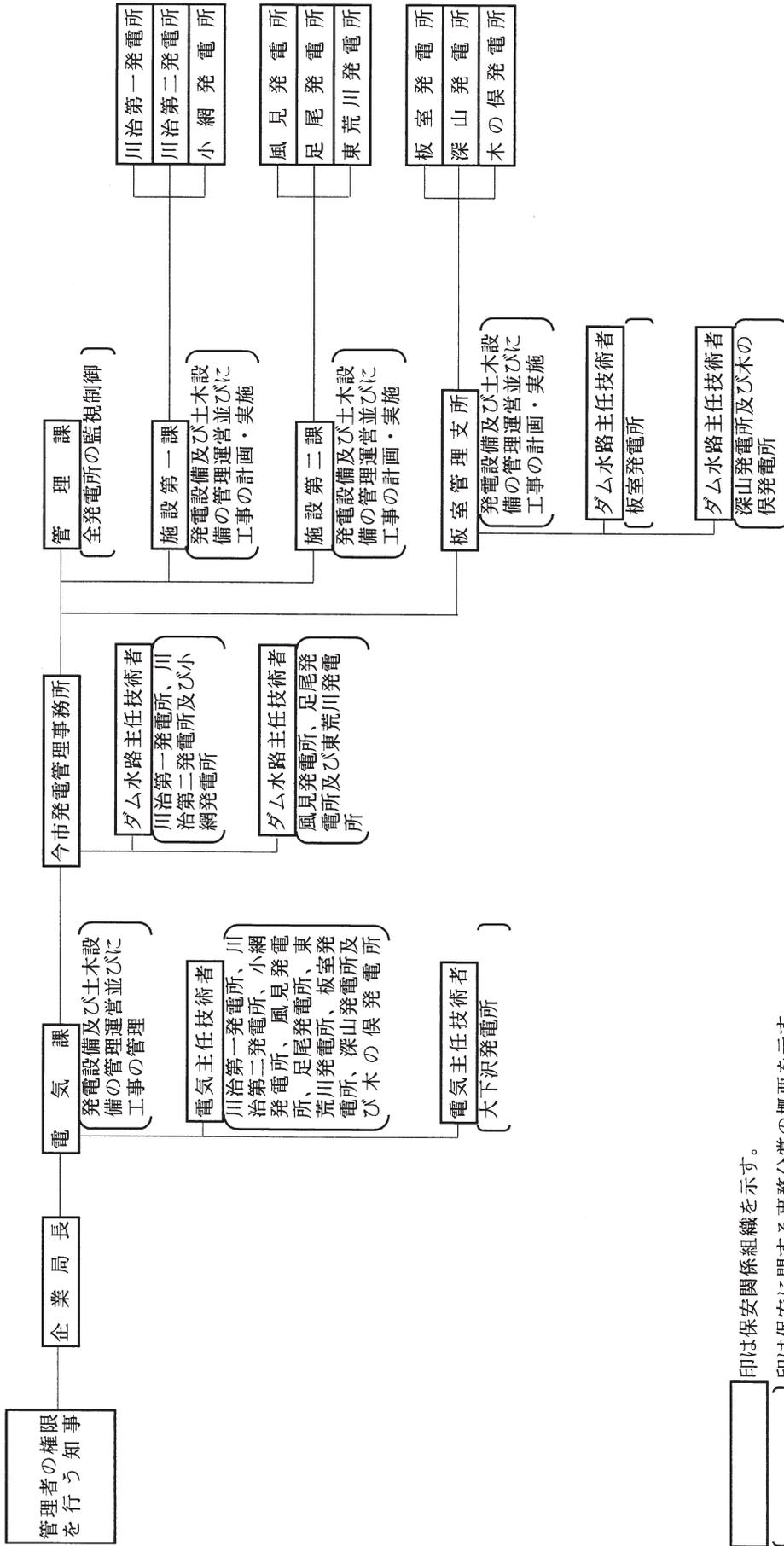
栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

栃木県企業局事業用電気工作物保安規程（昭和六十一年栃木県公営企業訓令第九号）の一部を次のように改
正する。

別表第一を次のように改める。

保安に関する組織及び事務分掌

別表第1 (第4条関係)



印は保安関係組織を示す。
 [] 印は保安に関する事務分掌の概要を示す。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(電 気 課)